三　理論上の払戻率は、次のとおりとすること。
イ　１回の賭けにおける理論上の払戻率を100分の90以上１未満とする機能を有すること。
ロ　電子ゲームシステムにボーナスフィーチャー等又はプログレッシブが含まれる場合（外部機器等にプログラムが含まれる場合を含む。）は、これらを理論上の払戻率に含めること。
四　カジノ行為実施手順、理論上の発生率及び理論上の払戻率は、カジノ行為のラウンド（第三条第二項第六号に規定するラウンドをいう。以下この22及び24において同じ。）の途中で変更できないこと。
五　カジノ行為の一のラウンドにおいて顧客が賭けることができる賭金額の上限を設定できる機能を有し、当該設定した上限を超える金額の賭金による賭けの受付をしないこと。
六　ラウンドが連続する場合は、ラウンドの開始から次のラウンドの開始まで３秒以上の間隔を置くこと。
七　賭けの受付は、その都度、顧客がプレイヤーインターフェースにより操作を行うこととし、オートプレイができないこと。
八　カジノ行為の結果の決定は、次のとおりとすること。
イ　乱数及び顧客により賭けの勝敗を決定するための操作が必要な場合は、当該操作に基づき行うこと。
ロ　次のいずれかの場合は、乱数が個別に評価されること。
⑴　複数の乱数発生装置を用いる場合
⑵　一の乱数発生装置が出力した複数の乱数を利用する場合
⑶　一のラウンド内の複数の事象に乱数を利用する場合
ハ　乱数は変更又は放棄せず、そのまま利用すること。
九　ボーナスフィーチャー等（外部機器等をボーナスフィーチャー等のために使用する場合を含む。）は、次のとおりとすること。
イ　ボーナスフィーチャー等が複数のフリースピン又は事象で構成される場合は、それらの獲得数及び残数を表示させること。
ロ　ダブルアップ等（ボーナスフィーチャー等のうち、ダブルアップその他これに類するギャンブルフィーチャーをいう。以下このロにおいて同じ。）は、次のとおりとすること。
⑴　ダブルアップ等により勝金額が増加する確率が、勝金額が増加する倍率の逆数である機能を有すること。
⑵　ダブルアップ等に参加するか否かを顧客が決定できること。
⑶　ダブルアップ等が複数の事象で構成される場合は、事象の終了ごとに続けて次の事象に参加するか否かを顧客が決定できること。
十　プログレッシブは、次のとおりとすること。
イ　賭金の一部に相当する金額を管理し、及び日本円で表示する機能を有すること。
ロ　カジノ行為の結果に基づきそれまでの蓄積を勝金として支払う場合は、当該勝金（従業者により支払われるものを除く。）をクレジットメーターに追加することができること。
十一　マルチゲームマシン（一の電子ゲームシステムに複数の電子ゲーム又は複数の配当表等が搭載されているものをいう。25の一のイ⑵において同じ。）は、次のとおりとすること。
イ　複数の電子ゲームから特定の電子ゲームを顧客が選択することができる場合は、電子ゲームの選択方法が表示されること。
ロ　選択された電子ゲームに係るカジノ行為実施手順が表示されること。
ハ　一のラウンド中に選択された電子ゲーム及び配当表等が変更されないこと。
十二　ティルト状態その他の事由で中断していたカジノ行為を再開する場合は、中断発生の直前の状態に復旧する機能を有すること。

23　情報の表示に関する規格は、次のとおりとする。
一　日本語及び英語を含む複数の外国語の中から顧客が選択した言語で表示する機能を有すること（カジノ行為その他の名称及び表示内容の意味がヘルプ画面等で説明されるものを除く。）。
二　正確な時刻を常に表示すること。
三　デノミネーションを常に表示すること。
四　クレジットメーターに蓄積されたクレジットの値及び当該値を日本円に換算した金額を常に表示すること。
五　賭けに関する表示は、次のとおりとすること。
イ　日本円による賭金額及び当該金額をクレジットに換算した値を表示すること。
ロ　賭金に対応する賭けを表示すること。
ハ　複数の賭けを同時に行うことができる場合は、各賭金の価額及びその賭金に対応する賭けを表示すること。
六　カジノ行為の結果に関する表示は、次のとおりとすること。
イ　日本円による勝金額及び当該金額をクレジットに換算した値を表示すること。
ロ　ラインゲームの場合には、ウイニングペイラインを表示すること。
ハ　複数の勝ちが同時に発生する場合は、各勝金の価額及び合計額（ラインゲームの場合は、各ウイニングペイラインを含む。）を表示すること。
七　ヘルプ画面等に関する表示は、次のとおりとすること。
イ　カジノ行為実施手順に関する情報が表示されること。
ロ　カジノ行為の実施の有無にかかわらず表示することができること。
ハ　故障その他の理由によりカジノ行為を行うことができなくなった場合の措置に関する説明が表示されること。
ニ　顧客に提供される選択肢が顧客の選択又は技量によってカジノ行為の結果に影響されない場合は、その説明が表示されること。
八　顧客が金銭を失っている場合は、事実を正確に表示することとし、顧客の賭けより多く勝ったという印象を与えないこと。
九　勝ち負けの状況を正確に表示し、顧客に獲得した勝金が実際より多い又は失った賭金が実際より少ないなどの印象を与えないこと。
十　カジノ行為の演出は、顧客にカジノ行為の公正性について疑念を抱かせるものでないこと。
十一　カジノ行為の結果を正確に表示することとし、ニアミスであったかのような表示をしないこと。
24　監査モードに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げる事項を画面表示その他の方法で確認することができる機能を有すること。
イ　電子ゲームシステム及びカジノ行為の識別情報及び設定情報
ロ　メーター情報
ハ　重要イベント情報
ニ　カジノ行為の結果の履歴情報及び再現情報
二　一のニに掲げる事項は、直近10件のカジノ行為について次に掲げる情報を保存、検索及び画面表示できること。
イ　ラウンド開始時及び終了時のクレジットメーターのクレジットの価額
ロ　デノミネーション
ハ　賭金の合計額
ニ　勝金の合計額
ホ　ボーナスフィーチャー等による勝金がある場合は、その価額
ヘ　プログレッシブによる勝金がある場合は、その価額
ト　ラウンドの終了日時
チ　画面情報その他の方法によるラウンドの再現情報